

PMH医療費助成自治体システム改修・契約等 説明資料

自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）によるデジタル化

2026年1月28日

デジタル庁 国民向けサービスG（健康・医療・介護班）

PMHとの連携(オンライン資格確認の実施)に向けて 必要となる対応

- ・ 本資料は、以下1. 及び2. に関するアウトラインを説明するものです。

1. 自治体システムの改修・PMHへの接続（テスト・本番リリース）

- ・ デジタル庁が示す仕様に沿って自治体システムの改修を実施
- ・ PMHとの接続テストや本番リリースに向けた調整

2. デジタル庁との契約等

- ・ 自治体からデジタル庁等にPMH運用に係る業務委託を行う契約を締結
- ・ PMHの利用規約に同意
- ・ 番号利用事務である必要があるため、PIAの実施、必要に応じ条例改正

3. 医療機関・薬局でのレセプトコンピューターの改修

- ・ 医療費助成情報を受け取れるよう、レセコン改修が必要
(別途、医療機関・薬局向けの補助金を予定)

今回の説明会資料には
含まれておりません。
3. はデジタル庁HPを
ご参照ください。

目次

1. 自治体システムの改修について
2. PMHへの接続（テスト・本番リリース）について
3. デジタル庁との委託契約について
4. PIA・条例改正について
5. その他

1. 自治体システムの改修について

- 以下の資料をご確認の上、自治体システムベンダに改修を依頼して下さい。

| | 資料 | 概要 |
|------|---------------------------------------|--|
| 説明資料 | ①【PMH】自治体ベンダ向け資料 | 自治体システム改修仕様の概要資料。以下のバリエーションがあるので、ベンダとも相談いただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体システムの改修方法（自動API連携ほか） ・PMHまでの経路（ネットワーク） ・データ連携方式（差分履歴連携／全件連携） |
| | ②【PMH】差分履歴連携仕様の概要 | データ連携方式として、差分履歴連携を実施する場合の説明書 |
| | ③【PMH】制度関連マスタ説明資料 | PMH制度マスタ及びPMH地単公費マスタの概要と利用イメージを説明した資料 |
| | ④【別紙】PMHマスタレイアウト・仕様説明 | |
| | ⑤【PMH】共通算定モジュールとの連携コード値一覧 | PMHから共通算定モジュールに提供が必要な項目やコード値を整理した資料（地単公費マスタ・国公費マスタへの登録情報に基づいてPMHへの連携情報として設定） |
| | ⑥【PMH】ネットワーク接続関連資料 | 先行実施参加自治体への提示資料（ホスト名/IPアドレスなどの詳細は、交付決定後に提示予定） |
| | ⑦テスト仕様書及びサンプルデータ | 追って提供予定 |
| 仕様書等 | ⑧PMH仕様書（医療費助成） | <ul style="list-style-type: none"> ・API設計書：JSONによる自動連携をする場合のAPI仕様 ・ファイル設計書：CSVによる自動/手動連携をする場合のファイル仕様 ・エラーコード一覧：PMHにて通知するエラー内容とその原因、および対応内容をまとめた文書 |
| | ⑨API連携バッチ処理仕様書(第8版) ⑩API連携バッチ設定手順書 | 自治体システム改修のバリエーションとして、API連携バッチ処理を活用する場合の仕様書と手順書 |

▶ デジタル庁HPからダウンロードしてご確認ください（具体的には次ページを参照ください）。

1. 自治体システムの改修について

- 仕様書等は、下記デジタル庁HPに掲載しているものをご確認ください。

自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub : PMH）

デジタル庁

ホーム

一般の方

行政・事業者の方

プレスルーム

Language ▾

検索



自治体・自治体システムベンダー向けの情報

- PMHに関する仕様等

PMH（医療費助成）に接続するために必要な仕様等の情報を掲載しています。

- 【PMH】自治体ベンダー向け資料（PDF／1,204KB）（2025年7月25日更新）
- 【PMH】差分履歴連携仕様について（PDF／1,055KB）（2025年7月25日更新）
- 【PMH】制度関連マスタ説明資料（PDF／1,726KB）（2025年7月25日更新）
- 【別紙】PMHマスタレイアウト・仕様説明（Excel／58KB）（2025年9月11日更新）
- ファイル設計書（ZIP／1,714KB）（2025年7月25日更新）
- API設計書（ZIP／15,156KB）（2025年7月25日更新）
- エラーコード一覧（Excel／45KB）（2025年7月25日更新）
- 共通算定モジュールについて（PDF／1,676KB）

← ⑧PMH仕様書（医療費助成）

- API連携バッチ

API連携バッチを活用する場合は以下をご確認ください。

- API連携バッチ処理仕様書（PDF／383KB）（2024年10月1日更新）
- API連携バッチ設定手順書（PDF／2,195KB）（2025年9月11日更新）

← ⑨API連携バッチ処理仕様書(第8版)

⑩API連携バッチ設定手順書

- PIAひな形

自治体においてPIA※を実施する際は以下をご確認ください。

※PIA（Privacy Impact Assessment、プライバシー影響評価）：個人情報等を取り扱う事務を実施する前に個人のプライバシーにどのようなリスク・影響があるかについて事前に評価する仕組み

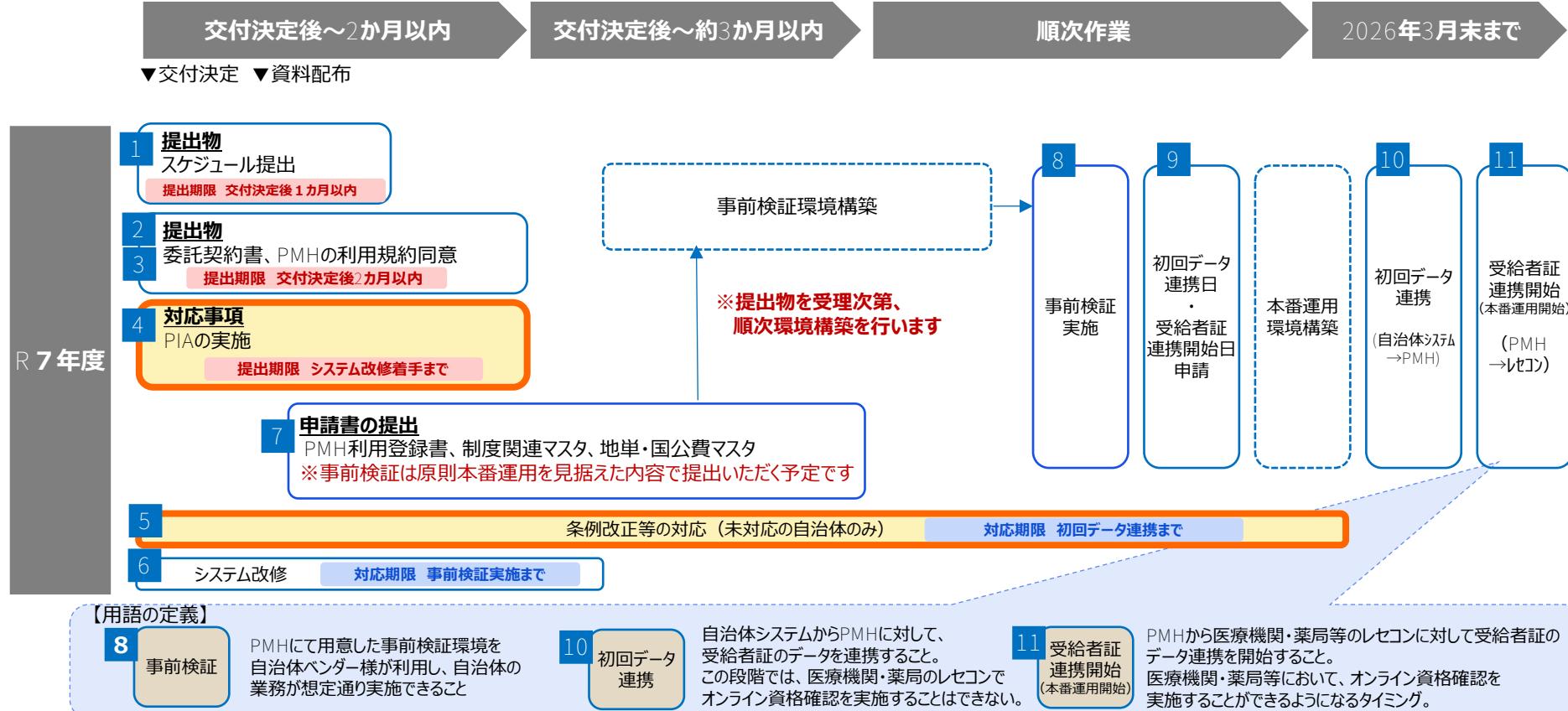
2. 【参考】 PMHへの接続（テスト・本番リリース）について

R7年度に実施した先行実施自治体のスケジュールは以下のとおりです。

以下の対応事項についてはデジタル庁（またはPMH窓口事業者）から詳細についてご案内予定です。一部交付決定前から対応可能なものもございますので、早めにご対応をお願いします。

交付決定前に着手できるもの

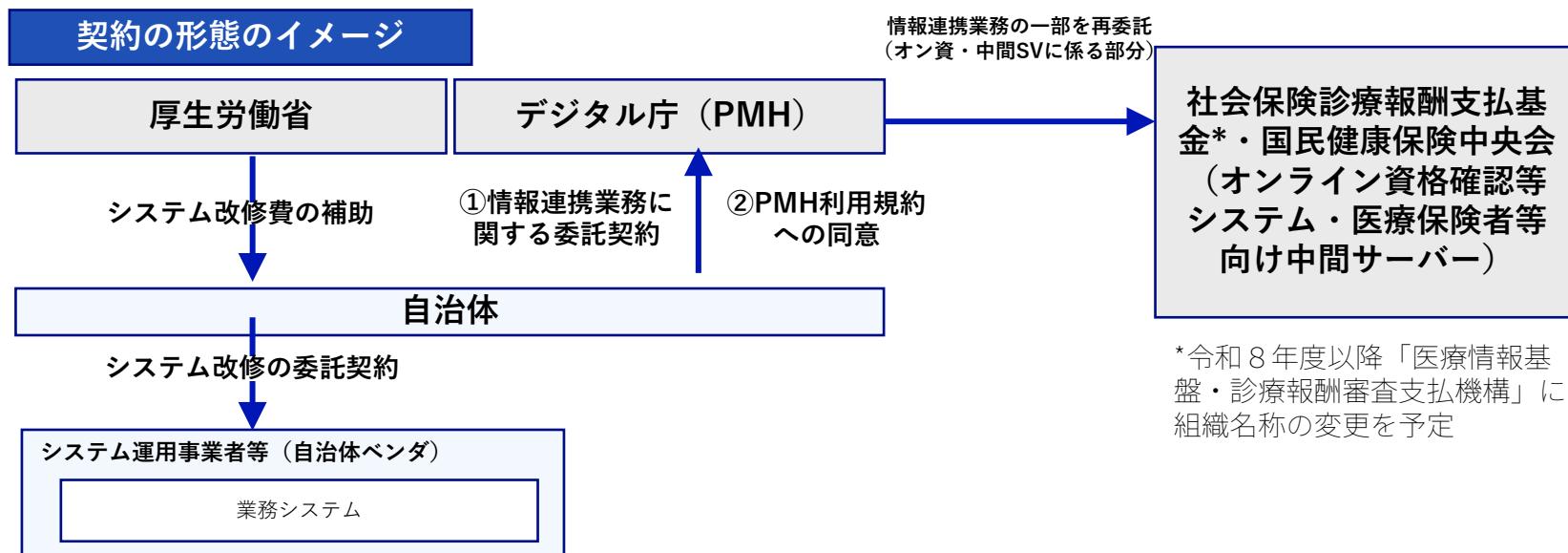
対応事項4 PIAの実施、対応事項5 条例改正等の対応については交付決定前から着手することが可能です。
対応完了までに時間を要するものであるため、早めに着手いただくことで今後の運用をスムーズに行うことができます。



3. デジタル庁との委託契約について

- 交付決定後、期限までに委託契約の締結・利用規約への同意をお願いします。
- 令和8年度の契約書ひな型、利用規約については別途ご案内します。
- なお、令和9年度からは、社会保険診療報酬支払基金への移管が予定されているため、既に委託契約締結・利用規約同意済の自治体も含めて、契約の更改・利用規約への再同意が必要となる見込みです。詳細は別途ご案内します。

| 資 料 | 概 要 |
|-------------------|--|
| ①情報連携事務等に関する委託契約 | 自治体→デジタル庁への委託 PMHを用いた情報連携事務等を実施する旨の契約 |
| ②PMHシステムの利用規約への同意 | 自治体がPMHを利用するにあたって利用規約に同意 |



4. PIA・条例改正について

(PIAについて)

- 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクの分析及びリスク軽減措置として、番号法によりPIAの実施が求められております。
- PIAのひな型を提示しています。該当する評価項目に応じご活用ください。
- PMH導入に伴うPIAの実施（新規作成又は既存評価書の修正）は、システム改修に着手する前までに完了いただきますようお願いします。
- PIAは既存の他の事務と同様、個人情報保護委員会の指針に基づき実施ください。（しきい値判断の結果、実施不要となった場合の扱いは同様です。）

(条例改正について)

- PMHには、マイナンバーとともに対象者情報を登録いただくこととなるため、対象の事務が番号利用事務となっている必要があります。
- 未対応の場合は、本番運用開始前までに条例改正を完了いただきますよう、お願いします。
- PMHの導入に伴う条例改正は、番号法9条2項に基づく番号利用事務であることを定める条例改正のみで足り、独自利用事務の情報連携に関する条例の改正や個人情報保護委員会への届出は不要となります。（PMHは、情報提供ネットワークを利用しないため）

4. PIA・条例改正について

- PIAひな型は、下記デジタル庁HPに掲載しているものをご確認ください。

自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub : PMH）

デジタル庁

ホーム

一般の方

行政・事業者の方

プレスルーム

Language ▾

検索



自治体・自治体システムベンダー向けの情報

- PIAに関する仕様等

PMH（医療費助成）に接続するために必要な仕様等の情報を掲載しています。

- 【PMH】自治体ベンダ向け資料（PDF／1,204KB）（2025年7月25日更新）
- 【PMH】差分履歴連携仕様について（PDF／1,055KB）（2025年7月25日更新）
- 【PMH】制度関連マスタ説明資料（PDF／1,726KB）（2025年7月25日更新）
- 【別紙】PMHマスタレイアウト・仕様説明（Excel／58KB）（2025年9月11日更新）
- ファイル設計書（ZIP／1,714KB）（2025年7月25日更新）
- API設計書（ZIP／15,156KB）（2025年7月25日更新）
- エラーコード一覧（Excel／45KB）（2025年7月25日更新）
- 共通算定モジュールについて（PDF／1,676KB）

- API連携バッチ

API連携バッチを活用する場合は以下をご確認ください。

- API連携バッチ処理仕様書（PDF／383KB）（2024年10月1日更新）
- API連携バッチ設定手順書（PDF／2,195KB）（2025年9月11日更新）

- PIAひな形

自治体においてPIA※を実施する際は以下をご確認ください。

※PIA（Privacy Impact Assessment、プライバシー影響評価）：個人情報等を取り扱う事務を実施する前に個人のプライバシーにどのようなリスク・影響があるかについて事前に評価する仕組み

- PIAひな形（ZIP／1,364KB）（2025年9月11日更新）

5. その他（デジタル庁HP）

- PMH（医療費助成）に関する資料は、デジタル庁ホームページ上で集約して掲載しています。

自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）

デジタル庁 ホーム 一般の方 行政・事業者の方 プレスルーム Language 検索 すべてのメニュー

自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）

最終更新日:2026年1月9日

デジタル庁では、関係省庁と連携し、医療費助成、予防接種、母子保健等領域におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化の取組を推進しています。

お知らせ

- 2026年1月9日 [PMH先行実施事業の実施状況](#)および[資料](#)を更新しました。
- 2025年7月25日 [自治体・自治体システムベンダー向けの情報](#)および[医療機関・薬局システムベンダー向けの情報](#)を更新しました。

※直近の更新履歴

自治体の皆様からの事前質問に対する回答

- 事前質問いただいた中から、主要なものを説明会にて回答します
- 本資料に掲載のない事前質問につきましては、後日回答しますのでお待ちください
(事前質問のFormsに記載いただいたメールアドレスへ回答予定です)
- 質問内容につきましては適宜要約、統合を行っています

自治体の皆様からの事前質問に対する回答

※ 適宜、質問の要約、統合を行っています

運用スケジュールについて

| 自治体名 (自治体コード順) | 質問 | 回答 |
|-------------------|--|---|
| 石川県金沢市 兵庫県神戸市 | R7年度に実施した先行実施自治体のスケジュールが紹介されていますが、事前検証環境を構築してから初回データ連携日まで、大体どれくらいの日数がかかっているのでしょうか。 | <p>自治体様の規模や状況によっても異なります。貴自治体を担当されるベンダ様がPMH医療費助成先行実施事業へ参加したことがあるか否かによっても必要な検証期間は変わるため、担当ベンダ様へご確認ください。</p> <p>なお、ご提出いただく様式等は追ってご案内させていただきます。</p> <p>(参考) 令和7年度参加自治体の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めてPMH先行実施事業へ参加される場合は、少なくとも事前検証に1か月は確保 ・本番環境申請～初回データ連携まで3週間は手続きに必要 |
| 秋田県 | 外字の氏名の受給者は氏名をどのように登録すればよいでしょうか。 | <p>PMHでは、連携いただくデータに外字（JIS第一水準～JIS第四水準漢字以外の文字）が含まれる場合、自動的に"●"に変換されてから登録されます。</p> <p>このため、医療機関やマイナポータルにおいて、外字の方は●と表示されます。</p> |

自治体の皆様からの事前質問に対する回答

※ 適宜、質問の要約、統合を行っています

データ連携について（1／3）

| 自治体名 (自治体コード順) | 質問 | 回答 |
|-------------------|--|---|
| 静岡県湖西市 | 券面情報にはどのような情報を登録できますか。自治体への問い合わせ先や医療機関への依頼事項等を登録できるのでしょうか。 | 券面情報には紙の受給者券面項目に記載されたすべての項目を登録していただくことを想定しており、医療機関への依頼事項等も登録が可能です。 また、自治体への問い合わせ先についてはPMHの連携データに疑義がある際にスムーズに問合せができるよう、受給者証券面項目に記載いただくことを自治体の皆様へ依頼しております。 |
| 兵庫県宝塚市 | 手動連携の場合でも、差分連携は可能でしょうか。 | 手動連携でも差分連携は可能です。 |

自治体の皆様からの事前質問に対する回答

※ 適宜、質問の要約、統合を行っています

データ連携について（2／3）

| 自治体名 (自治体コード順) | 質問 | 回答 |
|-------------------|---|---|
| 奈良県香芝市 | DV支援措置フラグが入っている住民の情報をPMH連携することでリスクは生じるのでしょうか。 | DV支援措置フラグを不開示フラグの項目に設定して連携いただくと、フラグを設定した対象者の受給者証情報は医療機関にもマイナポータルにも提供されなくなります。 何に対するリスクをご懸念かにもよりますが、不開示フラグを設定した対象者データをPMHに連携することによるリスクは特にないものと考えます。 |
| 和歌山県和歌山市 | 住民の転入・転出・死亡時の情報反映・抹消のタイミングはどのように扱われるのでしょうか。 | PMHでは、医療機関に受給者証データを連携するかどうかの判断に、「有効期間開始日」と「有効期間終了日」という項目を利用します。 住民でなくなった日を「有効期間終了日」に設定してPMHに連携いただければ、医療機関やマイナポータルへ受給者証データは連携されなくなります。 |

自治体の皆様からの事前質問に対する回答

※ 適宜、質問の要約、統合を行っています

データ連携について（3／3）

| 自治体名 (自治体コード順) | 質問 | 回答 |
|-------------------|---|---|
| 福岡県大川市 | <p>ファイル設計書をダウンロードしたところ、緑色の項目を追加・変更・削除するとあります。</p> <p>緑色以外の項目は削除してもよいということでしょうか。</p> | <p>PMHに受給者証データを連携する際に必要な情報であり、各自治体共通のテンプレートとなります。そのため、緑以外の項目は削除しないでください。</p> <p>【ファイル設計書における各項目の説明】</p> <p>黒字：PMH内で処理を行うため情報</p> <p>青字：対象者個人に係る情報</p> <p>赤字：受給者証情報のうち、従来の運用において医療機関が支払計算に用いる目的でレセコンへ転記している情報項目</p> <p>緑色の項目は受給者証券面項目となるため、各自治体の受給者証記載内容に従って追加・変更・削除をお願いしております。</p> |
| 福岡県大川市 | 差分履歴連携と全件連携を選択できることですが、公費ごとに別の方法を選択できるのでしょうか。 | 公費ごとに差分連携と全件連携を分けることは可能です。 |

自治体の皆様からの事前質問に対する回答

※ 適宜、質問の要約、統合を行っています

PMHマスタについて（1／2）

| 自治体名 (自治体コード順) | 質問 | 回答 |
|-------------------|--|---|
| 大阪府羽曳野市 | PMH地単公費マスタのシートの中で、自己上限額種別の「1.医科歯科入外合算」、「2.医科歯科入院」、「3.医科歯科外来」の3項目は令和7年下期に廃止予定と記載があるが、レイアウト変更自体は必要ないでしょうか。 | 連携データのレイアウト変更は想定しておりません。 |
| 岡山県 | 共通算定モジュールのデータとなる地単公費マスタと、PMH登録情報は同じものという認識でよろしいでしょうか。 別途追加で確認や入力をする必要があるのでしょうか。 | PMHに登録いただくマスタ情報は、共通算定モジュールの導入を見据えて地単公費マスタの登録情報に基づき設定いただくようお願いしております。 PMHに登録いただくマスタの設定方法等詳細につきましては、追ってご案内させていただきます。 |

自治体の皆様からの事前質問に対する回答

※ 適宜、質問の要約、統合を行っています

PMHマスタについて（2／2）

| 自治体名 (自治体コード順) | 質問 | 回答 |
|-------------------|---|---|
| 岡山県 | <p>マスタ更新は3週間前に提出が必要のようですが、医療機関・薬局での確認までのタイムラグについて問題はないのでしょうか。</p> | <p>PMHに登録いただくユーザ情報や所得区分等のマスタ情報に関しては、本番運用開始までに設定いただくものとなります。</p> <p>また、制度改正等がある場合に関しても、3週間前の木曜日まで*にはマスタ修正に関する申請書の提出が必要となりますので、制度変更に間に合うようにご対応ください。</p> <p><u>*3週間前の木曜日までに提出する運用は令和7年度の運用フローとなりますため、令和8年度参加自治体向けのマスタ提出期限等は改めてご案内します</u></p> <p>なお、制度変更に伴う事前検証を希望される場合は、さらにお時間を要しますので、早めにご連絡いただけますと幸いです。</p> <p>医療機関・薬局における確認までのタイムラグに関しては、その他項目的回答もご参照ください。</p> |

自治体の皆様からの事前質問に対する回答

※ 適宜、質問の要約、統合を行っています

その他（1／5）

| 自治体名 (自治体コード順) | 質問 | 回答 |
|---------------------------|---|---|
| 秋田県 茨城県常陸太田市 静岡県湖西市 | 自治体がPMHへ連携したデータがどのように医療機関やマイナポータルで表示されるのか、教えていただけないでしょうか。 | <p>レセコン画面については医療機関レセコンベンドにより異なります。</p> <p>あくまでもイメージにはなりますが、レセコンの表示画面イメージは、以下リンク先資料のP.14 「(参考) レセコン反映イメージ」をご参照ください。</p> <p>3.資料>医療機関・薬局システムベンダー向けの情報>説明資料_医療費助成の受給者証のマイナンバーカード利用の推進について https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub</p> <p>マイナポータルでの表示サンプルについては次ページをご参照ください。</p> |

【参考】マイナポータルにおける医療受給者証サンプル画面

1枚の場合

This screenshot shows a single medical entitlement card (1 page) displayed on the My Number Portal. The card includes basic information like name, date of birth, and address, along with specific entitlement details for children with chronic diseases.

複数枚の場合：タブ表示

This screenshot shows multiple medical entitlement cards (multiple pages) displayed on the My Number Portal using a tabbed interface. Each tab represents a different category or document type, such as精神通院医療 (Inpatient Care), 小児慢性特定疾患医療 (Child Chronic Disease Care), and 育成医療 (Nursing Care).

※2026/1/28時点でのサンプル画面となります
※画面表示については今後変更になる可能性がございます

18

自治体の皆様からの事前質問に対する回答

※ 適宜、質問の要約、統合を行っています

その他（2／5）

| 自治体名 (自治体コード順) | 質問 | 回答 |
|-------------------|---|---|
| 茨城県常陸太田市 | 自治体で受給者情報の更新をかけて、医療機関がその情報をレセコンで確認できるようになるまでにタイムラグは発生しないのでしょうか。マイナ保険証も保険の変更があっても医療機関で確認ができるまでに1週間かかる場合もあると聞いています。 | アップロードいただいたファイルにエラーがなかった場合には、当日もしくは翌営業日に医療機関側の端末にデータ反映がされる想定です。 ただし、新規対象者を含む情報連携を行う際には医療保険者向け中間サーバーを経由する必要がございますので、医療保険者向け中間サーバーの稼働時間である平日8時～21時を過ぎると翌営業日の稼働時間まで情報更新が行われません。 |

自治体の皆様からの事前質問に対する回答

※ 適宜、質問の要約、統合を行っています

その他（3／5）

| 自治体名 (自治体コード順) | 質問 | 回答 |
|-------------------|--|---|
| 新潟県 | <p>自治体システム改修を行わない場合でも、PMH接続までの各種対応は必要なのでしょうか。</p> <p>各種対応が必要な場合、自治体システムベンダーへの委託は事前検証時の一時的な委託となるのか、運用開始後も継続的な委託が必要となるのか、業務範囲を教えてください。</p> | <p>システム改修によらない（補助金も活用しない）連携を行う場合であっても、PMHの利用を開始するにあたっての利用環境等の準備は必要となるため、対応をお願いします。</p> <p>また、自治体システム改修を行わない方法であれば、システムベンダーとの契約は発生しないものと思われます。</p> <p>もし、システムベンダーに連携データの作成、テスト対応を委託する場合は一時的な改修委託となるものと考えます。</p> <p>ただし、システムベンダー様によっては、本番運用開始後のサポートやトラブル対応として保守費を求められる場合もあるかと思いますので、貴自治体システムベンダー様にご相談ください。</p> <p>なお、運用・保守に関する経費（いわゆるランニングコスト）は本補助金の対象外となりますので、ご注意ください。</p> |

自治体の皆様からの事前質問に対する回答

※ 適宜、質問の要約、統合を行っています

その他（4／5）

| 自治体名 (自治体コード順) | 質問 | 回答 |
|-------------------|--|--|
| 兵庫県神戸市 | <p>地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（以下「国ガイドライン」）によると、マイナンバー利用事務領域と他の領域の連携について、「国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部接続先については、LGWAN を経由してマイナンバー利用事務系にデータの移送を可能とする」とされています。</p> <p>PMHについては、国ガイドラインの「国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部接続先」に該当すると理解してよいでしょうか。</p> | <p>総務省ガイドライン上でどのような要件で「十分に安全性が確保された外部接続先に該当する。」するかについては記載が無く、ガイドラインを参考として各自治体が情報セキュリティポリシーを定めることとされております。</p> <p>PMHは、政府機関のサイバーセキュリティ対策統一基準、デジタル庁セキュリティポリシー、特定個人情報取扱いガイドラインなど、複数の公的なセキュリティ基準とガイドラインに準拠し、厚生労働省を含む他省庁のセキュリティルールやガイドラインにも適合しており、基本的には、各種の規定で示された基準を満たすようにシステムの構築を実施しています。例えば、システム内のデータはアクセス制御によりコントロールされ、国のシステム間のデータ連携については専用線を使用した暗号化通信を行い、その上で、クライアント証明書を用いて厳格に認証をしているなど、要配慮情報を含む個人情報の漏洩防止に向けたセキュリティ対策が実施されています。</p> <p>上記情報を元に、貴自治体のセキュリティポリシー等に照らし合わせて、PMHとの接続の可否をご判断をお願いします。</p> |

自治体の皆様からの事前質問に対する回答

※ 適宜、質問の要約、統合を行っています

その他（5／5）

| 自治体名 (自治体コード順) | 質問 | 回答 |
|-------------------|-------------------------------------|---|
| 奈良県香芝市 | PMHへのデータ連携に対して受給者へ同意をとる必要はあるのでしょうか。 | 自治体からPMHにデータ連携を行うことに対する同意の有無と想定して回答します。 個人情報の管理主体は自治体となりますので、最終的な判断は自治体で行って頂く必要がありますが、PMHの利用により従来紙で発行していた手段が電子化されるだけであることから、従来の目的内の利用と考えられ、特に同意は不要という認識です。 |

デジタル庁
Digital Agency